

表1 林業経営改善計画認定による特例措置

項 目	改善計画未作成者	改善計画認定者	主な対象者	
日本政策 金融公庫	生産方式合理化資金 貸付限度額 償還期限(据置)	借受資格なし	機械の一括リース、技術 研修の受講に必要な額 10年以内 (2年以内)	経営体 事業体
	森林取得資金 償還期限(据置) 貸付限度額	25年以内 (一) 個人 1,200万円 法人 4,000万円 森組等 9,000万円	35年以内 (25年以内) 個人 7,000万円 法人 25,000万円 森組等 25,000万円	経営体
	農林漁業施設資金(主務大臣指定) 金利 貸付限度額	通常金利 負担額の80%(上限有り)	最低水準の金利 負担額の80%(上限無し)	経営体 事業体
	林業基盤整備資金(造 林) 償還期限(据置)	35年以内 (20年以内)	55年以内 (35年以内)	経営体 事業体
	林業基盤整備資金(林 道) 償還期限(据置)	20年以内 (3年以内)	25年以内 (7年以内)	経営体
	森林整備活性化資金 金利 貸付限度額 償還期限(据置)	借受資格なし (森林経営計画樹立者の み借受資格あり)	無利子 必要な金額の2/7(合理 化計画の特例の適用を受 ける場合は1/2) 30年以内 20年以内	経営体
	木材産業 等高度化 推進資金	林業経営高度化推進資金	借受資格なし	借受資格あり
林業・木 材産業改 善資金	償還期間(据置) 新たな林業部門の経営の開始	10年以内 (3年以内)	12年以内 (3年以内)	経営体
課税の特 例	知事のあっせんにより取得した林地 に係る課税の特例	なし	所得税は譲渡益から800万 円を上限として控除可能	経営体